

答申第 159 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県代表監査委員  
山 野 好 章 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 9 月 22 日付けで諮問された国民体育大会旅費随時監査職員に係る  
旅行命令簿一部非公開の件( 諮問第 119 号 )について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、平成9年に行われた国民体育大会派遣旅費随時監査の関係人調査に携わった監査事務局職員3名分の旅行命令簿を特定し、そのうち、職員の級・号給を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成9年に行われた国民体育大会派遣旅費随時監査(以下「本件監査」という。)の関係人調査(以下「関係人調査」という。)に携わった監査事務局職員の旅行命令簿(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県代表監査委員(以下「代表監査委員」という。)が平成12年9月12日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、代表監査委員が本件行政文書は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

#### ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) 実施機関は、本件行政文書に記載された職員の級・号給を条例第5条第1号に該当するとして非公開としたが、当該情報は職員に支払われた日当、旅費金額が適正であったかどうかを確認するために必要な情報であるので、公開すべきである。

(イ) 神奈川県職員の級・号給については、一覧表が作成され公表されている。この表を見れば、ある年齢の職員の給与がいくらぐらいか大体分かるようになっているので、職員の給与に関する情報は、公開すべきである。

#### イ 旅行命令簿の一部不存在等について

(ア) 実施機関は、4名の職員に關係人調査のための旅行を命じているにもかかわらず3名分の旅行命令簿しか請求の対象として特定していない。この点について、実施機関は、4名のうち1名が当日2箇所の用務地を対象とした旅行を命じられていたが、当該職員が關係人調査分の旅行について旅費を請求しなかったため、3名分の旅行命令簿しか存在しない旨説明している。しかし、職務で命じられて職員が旅行している以上、旅費の請求をするしないにかかわらず、神奈川県行政文書管理規程等に従って文書が作成されているはずであり、残りの1名分の文書についても公開すべきである。

(イ) 実施機関は、3名の旅行命令簿を公開したが、これとは別に旅費請求書を作成しているはずであるから、3名の職員の旅費請求書を公開すべきである。

#### ウ その他

(ア) 実施機関は、情報公開を受けた県民が公開請求により得た情報を不適正に使用するのはないかと疑って、非公開と判断すべきではない。

(イ) 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（監査事務局総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、關係人調査に携わった監査事務局職員4名のうち存在する3名分の旅行命令簿である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

本件行政文書に記載された職員の級・号給については、個人に関する情報であって、職員個人の所得に関する情報であり、公開することにより特定の個人を識別し得るとともに個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

#### (3) 旅行命令簿の一部不存在等について

ア 本件公開請求に対する対象文書の特定に当たり、当時本件監査に携わ

った職員に確認した上、本件行政文書と関係人調査の実施と結果に関する文書を照合した結果、4名の職員で関係人調査を実施したものの、このうち1名分について旅行命令簿が存在しないことが判明した。

これは、関係人調査に携わった4名のうち1名が、調査当日に2箇所用の用務地を対象とした旅行を命じられていたが、そのうち関係人調査に関する旅行について、当該職員が旅費の請求を行わなかったことから、当該旅行について旅行命令簿への記載がなされなかったことが原因である。したがって、関係人調査に係る当該職員の旅行命令簿は存在しないため、関係人調査に携わった4名の職員のうち存在する3名分の旅行命令簿を公開請求の対象文書として特定した。なお、不服申立人には、本件行政文書の公開実施の際に、当該職員の当時の職・氏名を口頭で伝え、関係人調査には4名の職員が携わっていた旨を説明している。

イ 本件監査に関する文書で実施機関が管理するものとしては、本件行政文書及び情報公開請求により既に不服申立人に公開された、国体派遣旅費に係わる監査結果に関する文書、関係人調査の実施と結果に関する文書がすべてであり、これら以外に不服申立人の請求の趣旨に合致する文書は存在しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、関係人調査に携わった監査事務局職員の旅行命令簿である。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された職員の級・号給は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載された職員の級・号給は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

(エ) 本件行政文書に記載された職員の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、当該情報は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号た

だし書ウには該当しないと判断する。

(4) 旅行命令簿の一部不存在等について

不服申立人は、4名の職員に關係人調査のための旅行を命じている以上、残りの1名についても旅行命令簿を公開すべきである旨主張している。これに対して、実施機関は、關係人調査に携わった4名の職員のうち1名が当日旅行を命じられた2箇所の用務地のうち關係人調査に関する旅行分について旅費請求を行わなかったことから、旅行命令簿への記載がなされなかったため、3名分の旅行命令簿しか存在しない旨説明している。

当審査会が調査したところ、旅行命令簿は、様式上「旅行命令(依頼)簿(旅費請求書)(内国)」となっており、1つの様式で旅行命令簿と旅費請求書を兼ねていることが認められる。したがって、旅行を命じられた職員が旅費の請求をしなかった場合には、当該旅行に係る部分の旅行命令簿が作成されていないことも、それが事務処理上適切であったか否かは別として、あり得ないことではないと考えられる。

したがって、4名の職員のうち1名が、当日旅行を命じられた2箇所の用務地のうち關係人調査に関する旅行分について旅費請求を行わなかったことから、3名分の旅行命令簿しか存在しないとの実施機関の説明は、不自然とはいえない。

また、不服申立人は、実施機関は3名の旅行命令簿を公開したが、旅費請求書を作成しているはずであるから、3名の職員の旅費請求書を公開すべきである旨主張する。しかし、上記のとおり、旅行命令簿は1つの様式で旅行命令簿と旅費請求書を兼ねていることから、旅行命令簿のほかに旅費請求書が別に存在するとは考えられず、既に公開した国体派遣旅費に係わる監査結果に関する文書、關係人調査の実施と結果に関する文書及び本件行政文書のほかに不服申立人の請求の趣旨に合致する文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立

人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 付言

関係人調査が実施された時点における「職員の旅費に関する条例」によれば、旅行命令権者が旅行命令を発するときには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載して行わなければならないとされていた（同条例第4条第4項）。

本諮問案件においても、監査業務執行のために職員が用務地に旅行する場合には、旅費の請求をするしないにかかわらず、用務内容、日時、場所等当該旅行に関する事項を記載した文書が作成されるべきであったと考えられる。したがって、当該文書が作成されなかったことは、上記の規定に照らして適切でなかったといわざるを得ない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 9 月 22 日	諮問
9 月 28 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 26 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 31 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 20 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 8 月 8 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 1 日 (第 26 回部会)	審議
9 月 4 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 9 日 (第 27 回部会)	審議
11 月 20 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 18 日 (第 29 回部会)	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年2月12日現在)(五十音順)